250

朝鮮総聯

日本政府は朝鮮

敵視政策をただちにやめよ!

の銃撃テロを糾弾する!

つかんだ成果を、これからに生かす決意をかためる全国一般東京労組フジビグループ分会と支援者(関連記事三面)。フジビ闘争支援共闘会議第五回総会が開かれ、労組側の勝利的和解が報告された。社前の現場闘争を軸にした闘いが「闘い の 現場 は社前 にあり 」 ――五年半に およぶ争議で 勝利的 和解

総

使い捨て

売川区の「印刷御三

制の労働者のほうが、平均的

簡素化等)、そして二〇〇七

閣での二〇〇三年改悪(手続 企画業務型への拡大、小泉内

般の労働者に比べて裁量労働

っていかにもよいものである べ、裁量労働制が労働者にと には労働時間が短い」と述

ホワイトカラーエグゼンプシ 年の第一次安倍内閣における フジヒは責任

活動家集団 思想運動

発行・小川町企画 〒113-0033 東京都文京区 本郷3の29の10飯島ビル1階 ☎03·3818· 6671 FAIO3·3818·3199 (郵便振替)00190-0-758235 小川町企画·関西連絡先 ☎080·4700·6461

HP http://www.shiso-undo.jp/ 購読料:年間6,000円 半年3,000円(送料共)

認めはしない 裁量労働制の拡大を

裁量労働制の拡大である。 安倍首相は予算委員会で「一 改革関連法案の目玉の一つが 国会は働き方改革国会だ」と 倍首相は「今月招集する通常 **大見得を切った。 その働き方** 月四日の年頭記者会見で安

野党の追及の結果、本来比較 かのような印象操作を行なお は前記答弁の撤回に追い込ま いたことが判明し、安倍首相 すべきでないデータを用いて うとした。しかし、研究者や 占の意向に忠実に従ったもの ョン導入策動は、こうした独

たみなし労働時間制だ。しか して一九八七年にスタートし たとえば新聞記者やデザイナ 間の算定が適切でない業務 ず、通常の方法による労働時 の具体的な指揮監督になじま ーなど特定の専門業務に限定 に委ねる必要があり、使用者 な遂行について労働者の裁量 務の性質上その業務の具体的

裁量労働制はもともと、「業 ある。

こそ強行しようというもので とセットにすることで、高度 ど、現行法では対象外にもか われわれは、裁量労働制の拡 い。労働者本人に裁量権など 適用する企業があとを絶たな かわらず裁量労働制を違法に 損保ジャパンや野村不動産な 大を断じて認めない。

範囲を拡大し、いずれはホワ しについて」一九九四年、 「新時代の『日本的経営』」一 ば日経連「裁量労働制の見直 プション) すべきとの方針を 一貫してとってきた(たとえ 間規制の

適用除外

(エグゼン ィトカラーの大部分を労働時 一九九八年労基法改悪による 労働時間制を悪用して長時

だった。 裁量労働制の対象拡大を今度 ゼンプションの創設と企画型 時間の絶対的上限規制の導入 働き方改革関連法案は、労働 ノロフェッショナル制=エグ 安倍首相は施政方針演説で

遣法改正案には「同一労働同 理的か否かの考慮要素は、 案を見ても、待遇の違いが合 された厚労省のガイドライン い。二〇一六年十二月に公表 法、パート労働法、労働者派 のための(はずの)労働契約 掃すると述べたが、格差是正 し「非正規」という言葉を一 同一労働同一賃金」を実現 賃金」の表現は見あたらな 現

固定化 同一労働格差賃金の 選択できるのは、労働者では 儲けしたいだけだ。この社会 間・不払い労働を強制しボロ ない。資本の側なのだ。 で「多様な働き方」を自由に

だ。

認につながりかねないもの り、むしろ格差の固定化、法 結びつけることは困難であ いない以上、真の格差是正に

さない

労働政策の変質を許

法案である。二〇一五年の平 も悪質な改悪が狙われて 働き方改革関連法案は、 手口だ。労基法以外の法律で が自衛隊法など一〇の法律の ど八つの法律を一括した改正 基準法のほか、労働契約法、 和安全法制整備法(戦争法) 、ート労働法、雇用対策法な 括改正法案だったのと同じ 及」も掲げられた。 として「多様な就業形態の普 向上」と明記され、国の施策 法の目的には「労働生産性の の反対意見にもかかわらず、 るのは名前だけではない。労 名前の法律に変わるが、変わ 等に関する法律」という長い 合的な推進並びに労働者の雇 雇用対策法は「労働施策の総 働政策審議会での労働側委員 用の安定及び職業生活の充実

う。二〇一六年八月の厚労省 働き方を「普及」するとい さらに、雇用関係によらない り込まれている。雇用対策、 なる労働者」という文言も盛 「雇用形態又は就業形態の異 有識者報告『働き方の未来二 労働施策が前面に押し出され 性向上=資本蓄積に従属する 職業安定は後景に退き、生産

はなく契約自由(民法)で、 〇三五』は、労働者保護法で こう。

強行可決を目論むだろう。 程させるな!

【吉良 寛・自治体労働者

おもな内容

<文化>『藤田嗣治 その実像を求めて』 笹木繁男・ラ面 ヘ政治>オリンピックと明文改憲 谷口源太郎·····6面 <政治>アベとペンスの五輪赤恥道中 李東埼…5面

<文化>紙つぶて/革命の芸術と芸術の革命②……8面

読者拡 大運動 が ス 夕 F

し独占は、まず裁量労働制の

与えられてはいない。みなし

状を容認する色合いが強い。

立証責任が企業側に課されて

という労働政策の変質・転換

〈政治〉朝鮮総聯副議長談話/フジビ争議和解·····・3面 △大衆運動〉朝鮮高校「無償化」再決起集会………4面

〈政治〉2・15労働者集会ルポ…………2面

☆次号から同封するアンケート葉書にご協力を ☆同封の読者紹介用紙へのご記入を− ☆『思想運動 『社会評論』の読者をご紹介ください。

> えた共闘を が国家意志として確定されよ うとしているのだ。 を打ち出したが、いまやそれ

働き方改革法案を葬り去ろ

労働者はナショナルセンターの違いを越

ている。 関する検討会」がスタートし 昨年十月、厚労省において 会」と「雇用類似の働き方に 柔軟な働き方に関する検討

ものでもない。 ないし個人事業主以外のなに 非雇用型(自営型)テレワー 推進が進行中だ。これらは、 禁と奨励(許可制から届け出 足もとでは、兼業・副業の解 クは、もちろんフリーランス 制へ)、雇用型テレワークの 向けた布石にほかならない。 雇用関係によらない働き方に

働き方改革法案を上

連法案を廃案に追い込んでい 共同の闘いで、働き方改革関 礎に学習、宣伝を積み重ね、 われわれは、職場、地域を基 間をかせぎ、世論の動向、野 など事態を取り繕いながら時 律の施行時期を一年遅らせる ギリまで法案を上程せず、法 めているが、安倍政権はギリ 共産党、立憲民主党など野党 けながら、ナショナルセンタ 悪阻止の取り組み等と結びつ 党の足並みを窺い、機を見て 六党は、法案提出見送りを求 ー・産別の違いを乗り越えた 一〇一八春闘の課題、憲法改